

## ソーシャルファームの創設等に関する条例とソーシャルファーム支援について

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

標記の条例とソーシャルファームについて、とりあえず東京都のホームページから以下まとめた。都議会では日本共産党が「ソーシャルファームの定義があいまい。時期尚早」として反対したように、課題は今後の取り組み如何にあると思う。

- ・ 条例策定までの経緯
- ・ 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」について
- ・ 条例概要
- ・ 東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針
- ・ 東京都予算等、ソーシャルファームへの支援について

### ■ 条例策定までの経緯

#### ○ 就労支援のあり方を考える有識者会議

東京都では、全ての都民の就労を応援する新たな条例の制定を目指すにあたり、東京都における今後の就労支援のあり方について有識者との意見交換を通じて検討を進めることを目的に、「就労支援のあり方を考える有識者会議」を設置した。

就労支援のあり方を考える有識者会議は、平成30年（2018年）11月19日の第1回会議から令和元年（2019年）11月12日まで、全8回開催された。

#### ○ 東京都における就労支援のあり方について 報告書

（令和元（2019）年11月 就労支援のあり方を考える有識者会議）

<報告書の内容（目次）>

- I 就労に困難を抱える方の就労の状況、就労支援の現状等
  - 1 就労に困難を抱える方の現状
  - 2 就労に困難を抱える方が働くソーシャルファーム
- II 就労支援における基本理念等
  - 1 就労に困難を抱える方の範囲
  - 2 就労に困難を抱える方に関する考察
  - 3 就労支援における基本理念等
- III 就労支援の方向性
  - 1 総論

2 就労に困難を抱える方への支援

3 事業者等への支援

4 ソーシャルファーム

<委員と事務局による団体等へのヒアリング状況（団体名）>

- ・ 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
- ・ 東京都精神保健福祉家族会連合会（東京つくし会）
- ・ 公益社団法人東京都身体障害者団体連合会
- ・ 一般財団法人東京都ひとり親家庭福祉協議会
- ・ 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
- ・ 大田区保護司会
- ・ 認定特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク

○ 「都民の就労を応援する条例（仮称）の基本的な考え方」への意見募集

就労支援のあり方を考える有識者会議でまとめられた「都民の就労を応援する条例（仮称）骨子案」について、意見募集が行われた。

## ■ 「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」について

条例案は2019年第4回定例会に提出された。条例案には日本共産党が以下の理由から反対したが、採決では、賛成多数で可決された。

<日本共産党 里吉ゆみ議員 12月18日本会議>

就労を希望する全ての都民、中でもさまざまな理由で困難を抱える方の就労を応援し、総合的施策を実施するという条例の理念や目的は重要であり、賛成です。

しかし、条例は、ソーシャルファームの創設支援が都の責務だとし、その施策への協力を都民や事業者、区市町村の役割としているにもかかわらず、肝心のソーシャルファームとは何かという定義がありません。重大な欠陥がある条例です。条例化するにふさわしい、都民の共通認識も形成されていません。

また、産業労働局は、条例が成立していない段階から、ソーシャルファーム支援事業に22億円もの予算要求をしています。一方、就労困難者特別支援事業は四千万円にすぎません。条例の中身も、ソーシャルファームに偏重しており、全ての都民の就労支援は抽象的です。

以上のことから、第215議案に反対し、希望する全ての都民への就労支援を拡充すること、ソーシャルファームについては地に足のついた施策に取り組むことを求めるものです。

## ■ 条例概要

### ○ 「ソーシャルファーム」とは

「ソーシャルファーム」とは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。

就労に困難を抱える方を多く受け入れる社会的企業「ソーシャルファーム」は、1970年代にイタリアで誕生しました。

海外には、「ソーシャルファーム」と呼ばれる社会的企業が多数存在しています。現在では、ドイツ、イギリス、フランスなどに広がり、ヨーロッパ全体で約10,000社、また、韓国でも約2,000社が存在します。

主として障害のある方など、就労に困難を抱える方が、他の従業員と一緒に仕事をする場として発展しています。

### ○ 条例において、ソーシャルファームは、以下の事項を満たす社会的企業と規定している。

- ・ 都民、事業者、区市町村の役割について規定しています。

都民や事業者は、条例の基本理念に理解を深め、区市町村は、地域の特性等に応じた就労の支援に取り組み、あわせて、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努めることとしています。

- ・ 計画の策定や施策の検証について規定しています。

都は、就労の支援に関する施策等を推進するため、事業の計画を策定します。

また、都は、事業の計画に基づく就労支援施策の実施状況を公表するとともに、関係等の意見を聴きながら検証を行い、施策に反映するよう努めることとしています。

① 事業からの収入を主たる財源として運営していること

② 就労に困難を抱える方を相当数雇用していること

③ 職場において、就労に困難を抱える方が他の従業員と共に働いていること

都が支援対象として認証するソーシャルファームの認証基準は、今後策定する指針等においてとりまとめます。

### ○ その他条例に規定していること

- ・ 都民、事業者、区市町村の役割について規定しています。

都民や事業者は、条例の基本理念に理解を深め、区市町村は、地域の特性等に応じた就労の支援に取り組み、あわせて、都が実施する就労の支援に係る施策等に協力するよう努

めることとしています。

- ・ 計画の策定や施策の検証について規定しています。

都は、就労の支援に関する施策等を推進するため、事業の計画を策定します。

また、都は、事業の計画に基づく就労支援施策の実施状況を公表するとともに、関係機関等の意見を聴きながら検証を行い、施策に反映するよう努めることとしています。

## ■ 東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針

条例に定める指針等の策定に当たり、専門的観点からの意見を聴くため、「ソーシャルファームに関する指針に係る検討会」が設置された。検討会は令和2（2020年）年2月6日から5月12日まで、4回開催された。

指針案については、意見募集が行われた。

実施期間：令和2年5月15日から6月15日まで

意見数：72件

### <概要>

#### 第1 目的

- ・ 東京都の支援対象となるソーシャルファームを認証する基準及び支援策等を定めることにより、ソーシャルファームの創設及び活動を支援

#### 第2 意義等

##### ○ 意義

- ①事業からの収入を主たる財源として運営
- ②就労困難者と認められる者を相当数雇用、
- ③就労困難者と認められる者が、他の従業員が共に働いている社会的企業

##### ○ 役割

- ・ 自律的な経済活動の下、社会的企業として、就労困難者と認められる者の雇用の場の拡大と自立を進め、地域の産業及び雇用に貢献することを通じて、ダイバーシティの実現を図る。

#### 第3 認証基準等

##### ○ 認証の単位

- ・ 事業所を単位とする。

##### ○ 経営主体等に関する基準

- ・ 認証ソーシャルファームの経営主体は、法人格を有するとともに、ソーシャルファームとしての事業を行うために必要な財務基盤及び実施体制や、実現可能性の高い認証ソーシャルファームの事業計画を有していること。
- ・ 認証ソーシャルファームは、就労困難者と認められる者の配慮すべき実情等に応じた雇

用管理や支援を適切に行うことができる施設・設備及び人材等を有していること。

○ 就労困難者と認められる者の雇用に関する基準

- ・就労困難者と認められる者とは、就労を希望しながら、心身の障害をはじめ社会的、経済的その他の事由により就労することが困難である者で、認証審査会において、配慮すべき実情等に応じた支援が必要であると認められた者
- ・認証ソーシャルファームの従業員の総数に占める就労困難者と認められる者の雇用者数の割合は20パーセント以上とし、かつ、就労困難者と認められる者の雇用者数は3人以上とする。

第4 認証

○ 認証の審査方法

- ・企業経営や就労支援の専門家等で組織する認証審査会において認証基準に適合していることを確認の上、総合的に審査し、認証を行う。

第5 支援策

○ 検討期における支援

- ・普及啓発及び情報提供、就労困難者と認められる者の雇用ノウハウの提供等、社会起業家等の人材の育成

○ 創設期における支援

- ・創設に係る経費の助成、資金調達の支援、就労困難者と認められる者の雇用に係る支援

○ 運営期における支援

- ・就労困難者と認められる者の雇用・支援及び経営の支援に係る経費の助成、経営や就労困難者と認められる者の雇用に係る相談・助言、公共発注における活用、資金調達の支援

第6 支援期間等

- ・事業からの収入を主たる財源として運営する社会的企業であることから、経費の助成による支援の期間は原則5年間とする。

■ ソーシャルファームへの支援について

○ 令和2年度予算 ソーシャルファーム支援事業

ソーシャルファームの設立等を目指す事業者に向けた相談窓口を設置するとともに、モデルとなるソーシャルファームを選定し、立ち上げ等の経費を助成  
予算：9億円（ただし3年間の予算ということである）

○ （公財）東京しごと財団 ソーシャルファームへの支援

具体的な支援は（公財）東京しごと財団に委託される。（公財）東京しごと財団では、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」第10条及び第11条の規定に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動を支援すると

している。

具体的は支援の内容については、随時、追記していくとしており、まだ HP 上には掲載されていない。

#### <参考資料>

- 都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例  
条例（東京都公報）

[http://tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/files/koho/y2019/2019\\_148.pdf](http://tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/files/koho/y2019/2019_148.pdf)

概要

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/koyou/gaiyou.pdf>

- 東京都における就労支援のあり方について 報告書

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/11/13/documents/02\\_01.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2019/11/13/documents/02_01.pdf)

- 東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/koyou/shishin.pdf>

- 「東京都ソーシャルファームの認証及び支援に関する指針」（案）についてのパブリックコメント結果

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/koyou/pubcomekekka.pdf>

- （公財）東京しごと財団 HP

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/social-firm.html>